

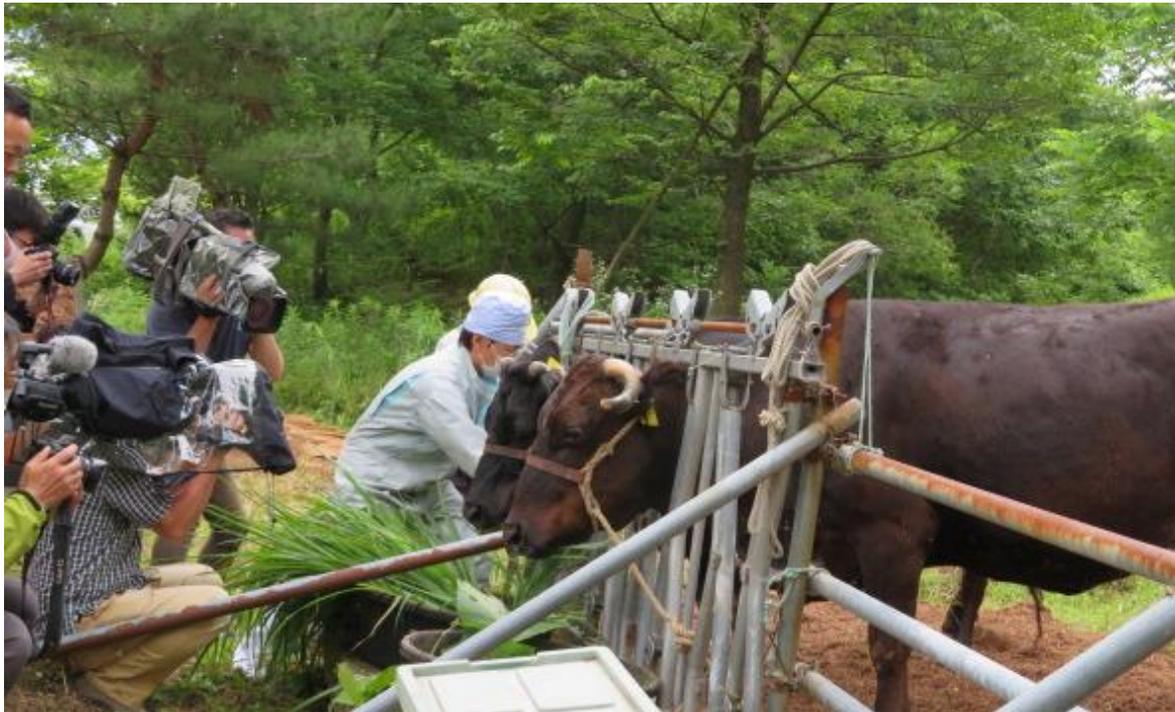
家畜衛生情報

614号 東部地域畜産経営技術推進指導協議会
富山県東部家畜保健衛生所
☆黒部市で簡易放牧スタート

西部地域畜産経営技術推進指導協議会
富山県西部家畜保健衛生所
2020.7.10

☆畜産環境保全強化月間で農家巡回中 ☆自己の飼養する雌畜に行う家畜人工授精等の適正な実施について	2	☆気象と家畜の暑熱被害	5
☆家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針の見直しについて	3	☆防疫情報 ☆家畜伝染性疾病の名称変更について ☆お知らせ	6

黒部市で簡易放牧スタート



放牧を待つ牛たち（阿古屋野地区）

6月25日（木）、黒部市の阿古屋野地区と内山地区で簡易放牧が今年度もスタートし、それぞれ2頭の放牧経験豊かな妊娠牛が牧野に放たれました。例年、阿古屋野地区では放牧式に市内の保育園児たちが出席し、牛の命名や餌やり体験の後に歓迎の歌を歌って場を和ませるとともに、園児の情操教育の場としても役立っていましたが、今年度は新型コロナウイルスの影響により園児の出席は見送られました。一方、世の中では新型コロナウイルス等の暗い話題であふれている中、少しでも明るい話題を届けようと多くの報道陣が集まりました。

（東部家保環境課 中村主任）

畜産環境保全強化月間で農家巡回中

家畜保健衛生所では毎年畜産環境保全強化月間を設けて、市町村や県広域普及指導センターとともに、家畜排せつ物の処理・管理等について現地確認しています。

東部家保管内は今年度6～7月を牛及び鶏農家の強化月間と定め、6月末で3分の1程度の巡回を終えています。また、豚農家の巡回は9月以降に予定しています。

家畜排せつ物法の管理基準には、堆肥施設の点検修理を行うことや家畜排せつ物の年間発生量・処理の方法について年1回記録し保管することが定められています。

昨年度の管内における巡回では、堆肥舎の側面や天井の破損が放置されている例が乳牛・肉牛で計2施設、記録簿を保管していなかった例が1施設認められました。また、堆肥処理の状況では乳牛6施設、肉牛1施設、豚1施設において一時的に排せつ物が堆肥盤に被覆のない状態で堆積されている、もしくは堆肥舎からはみ出している状況が確認されました。

近年、畜産経営体と住宅団地との混在化が進行しており、地域住民の居住環境と共存を図っていくことが畜産経営における喫緊の課題となっています。多くの人が環境問題に関心を持つ現在、畜産への理解と支持を得ていくためにも、適切な家畜排せつ物処理は欠かせないと考えられます。今後とも畜産環境保全に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、西部家保管内は10月から農家を巡回する予定です。

(東部家保環境課 中村主任)



巡回の様子

自己の飼養する雌畜に行う家畜人工授精等の適正な実施について

沖縄県で、酪農家が自己の飼養する乳用雌牛に家畜人工授精(AI)を行って生産した子牛の父牛が一致しない事案が確認されました。自己の飼養する雌畜に限る場合、家畜人工授精師や獣医師の資格を持っていなくてもAIや受精卵移植(ET)することは法律に違反するわけではありません。しかし、父子不一致等の問題が生じた場合、その子牛を経営外に販売すると損害賠償請求や詐欺による訴追が行われる可能性があり、また、自己や畜産物に対する社会的信用を損なう恐れがあります。

このため、自己の飼養する雌畜にAIもしくはETする場合であっても、下記に努めてください。

1 AI等の際の確認及び記録等について

- ①人工授精用精液や受精卵を融解する際には、容器(ストロー)に記載されている種雄牛の名前等を確認し、使用を予定しているものと間違いのないことをしっかり確認すること。
- ②雌畜にAI又はETした後は、速やかにその雌畜の名前や個体識別番号等、使用した精液等の情報(種雄牛の名前、採取年月日等)と、精液や受精卵の証明書(ラベル)の記載内容等について十分に確認し、正確に記録を行い、その記録を保管すること。
- ③子牛の販売に際して、正確な書類の作成ができるよう、使用済みの容器(ストロー)と当該容器に対応する証明書を突合ができるよう適正に管理すること。

2 AI等を行った者や経緯の明確化について

1により生産された子牛を販売する際には、当該子牛の生産にかかる情報(AI等した年月日、両親等の情報、AI等を行った者の氏名等)を証明する書類を作成し、保管していた使用済みの容器(ストロー)と当該容器の証明書を添付するなど、AI等を行った者やその経緯が明確となるようにすること。

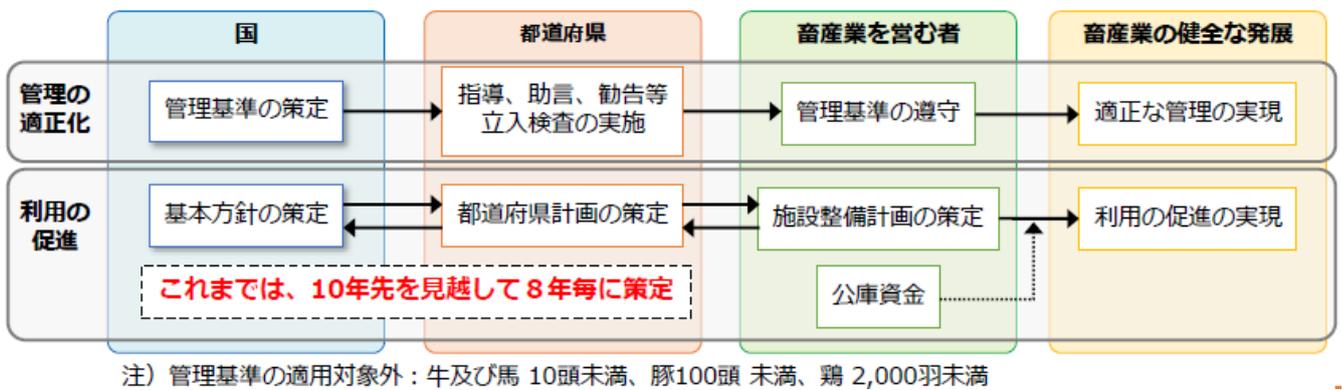
「自分の牛だから」と手を抜かず、確認と記録をしっかり行ってください。

(東部家保環境課 西井課長)

家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針の見直しについて

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」は畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な基準を定めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的としています。このうち、利用の促進を図るため、国では「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を策定し、都道府県は国の方針に基づき、都道府県の状況に応じた「都道府県計画」を定めています。これまでは10年先を見越して8年毎に策定してきており、平成27年3月に策定した基本方針では平成37年度の目標を掲げていましたが、耕種側での堆肥利用量の減少や家畜排せつ物発生量の地域的偏在、肥料取締法の改正により堆肥と化学肥料の配合が認められるようになったこと等、家畜排せつ物をめぐる情勢の変化を受け、国では昨年度から見直しが進められ、本年4月に目標年度を令和12年度とする新たな基本方針が公表されました。

図 家畜排せつ物法の概要



(出典：農林水産省ホームページ)

新たな基本方針では、基本的な対応方針として以下の3つを掲げています。

1 堆肥の利用拡大

- ・耕種農家のニーズに合った堆肥の生産の推進
- ・地域を超えた堆肥の供給促進と堆肥の需給のマッチングの実施
- ・完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、堆肥の高品質化の推進 等

2 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

- ・家畜排せつ物の電気、熱等のエネルギーとしての利用の推進
- ・エネルギーの地産地消等、新たな経営モデルの確立を推進 等

3 畜産環境問題への対応

- ・畜産農家だけでなく地域住民も参加して地域全体で問題解決に取り組む体制を構築
- ・施設や機械の整備や補修、有効な処理技術導入による効果的な臭気対策及び汚水対策の推進 等

また、家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項として、「畜産業の健全な発展を図るためには、家畜の飼養現場や臭気等に係る畜産環境対策に関する畜産農家の取り組みや努力について、処理施設の整備状況、整備に係る負担、それによる臭気や排水中の硝酸性窒素等の低減効果を含め、消費者や地域住民の理解を深めることが重要で、このためには周辺住民と良好なコミュニケーションを図ることが有益である」とされています。

この基本方針の変更を受け、県でも今年度中に県計画を見直し、公表する予定です。

(東部家保環境課 西井課長)

新型コロナウイルス感染症ガイドラインの改定と 熱中症予防行動を踏まえた補足について

本誌 611 号（令和 2 年 4 月号）にも掲載しましたが、畜産事業者は国民への食料の安定供給に重要な役割を担っていることから、従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生しても業務継続を図れるよう、農林水産省は基本的なポイントをガイドライン（畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン）として公表しており（URL：https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf）、新たな知見に基づき 5 月 22 日付けで改定されました（下枠内は追記箇所の抜粋）。

- 事業者は複数の従業員等の接触機会の低減等を図るための感染防止策を講じてください。例えば、
 - ・可能な限り作業ごとに人員を固定（グループ化）し、他の作業従事者との接触する機会を作らないこと
 - ・搾乳など複数の従事者が同時に作業する際は、必要な人員に絞り、一定の距離を確保しながら行うこと
 - ・作業に必要な器具については、可能な限り共用を避けること
 - ・担当者との連絡は、メールやホワイトボードなどを活用すること
 - ・休憩（食事を含む）は、時間や場所をずらして取得し、こまめに消毒を実施すること

一方で、この 6 月から 8 月の気温は平年並みか高い見込みとの見通しが気象庁から示されるなど、今夏の熱中症予防対策が重要となっています。また、5 月 26 日には、環境省・厚生労働省から「令和 2 年度の熱中症予防行動の留意点について」として、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントが示されました。

これを受けて農林水産省では、農業現場における新型コロナウイルス感染症予防と熱中症予防の対策を進めていくため、ガイドライン中のポイントの一部について下記のとおり補足を行いました。

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外やハウスで人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。
- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。

（東部家保環境課 西井課長）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う獣医療現場における 消毒用エタノールの代替品について

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う需要の増大により、消毒用エタノールの需給が逼迫しています。獣医療現場における動物へのワクチン接種等の際に使用する消毒用エタノールの確保が困難になることが想定されることから、農林水産省では消毒用エタノールの代替品としての利用が可能と考えられる、畜体への噴霧、塗布等の適用を有する動物用消毒薬の有効成分、用法及び用量等をホームページ（URL：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/covid.html>）に掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

なお、それらの中には畜体に使用する場合、休薬期間が設定されているものや使用できる畜種が限定されているものもありますので、使用の際にはご注意ください。

（東部家保環境課 西井課長）

気象と家畜の暑熱被害

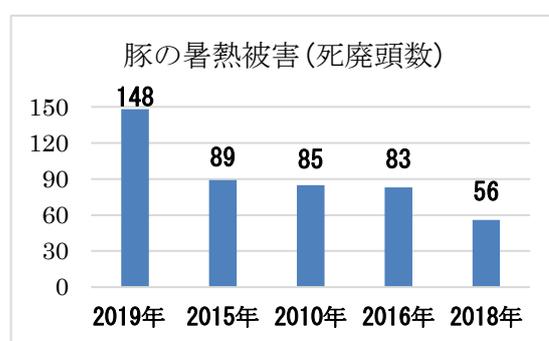
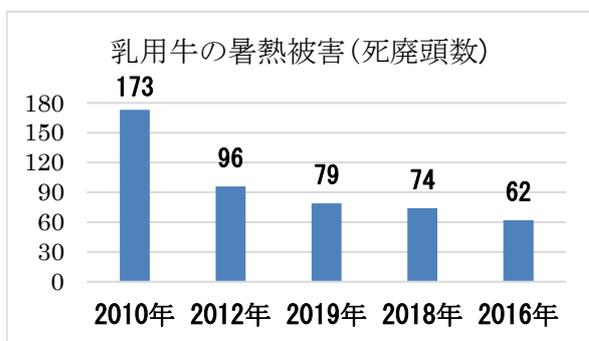
○富山の夏日・猛暑日

北陸地方の3か月予報(新潟地方気象台6月24日発表)によると、「7～9月の気温は平年よりも高い見込み」となっています。この長期予報が出ると「去年は暑かった」、「いや、一昨年の方が酷かった」という会話が聞こえてきますが、富山地方気象台の気象資料では、富山の夏日(最高気温が25℃以上の日)、猛暑日(同35℃以上)の日数が多かった年の順位は表のとおりで、昨年①は全国的には豪雨や台風災害が多かった年ですが、富山ではダラダラと暑い日が続き、一昨年②は猛暑日日数が22日、富山で39.5℃と猛暑日記録を更新した年で、一口に暑夏といっても年毎に色々な様相が見られます。

夏日日数(多い順)			猛暑日日数(多い順)			熱帯夜日数(多い順)		
1位	①2019年(R1)	131日	1位	②2018年(H30)	22日	1位	③2010年(H22)	26日
2位	2013年(H25)	129日	2位	③2010年(H22)	19日	2位	1994年(H6)	25日
3位	2016年(H28)	125日	3位	2007年(H19)	16日	3位	①2019年(R1)	23日

○家畜の暑熱被害状況

北陸農政局管内の7～9月の畜産関係被害状況については、図のとおりで、乳用牛では2010年(H22)が173頭と多くの被害が出ています。この年は上表の③のとおり、熱帯夜日数(最低気温が25℃より下回らない日)が最も多かった年で、乳用牛には夜間の暑熱感作の影響が大きかったようです。



○家畜の暑熱対策(より快適な環境に近づくように)

①2019年タイプの夏

長々と夏日が続く年は飼育成績のバラツキが大きくなります。特に繁殖豚は暑熱の影響を受けやすいので、呼吸の状態等を丁寧に観察しながら、送風と細霧、換気等を稼働させるとともに、水や飼料の質が落ちないように(カビ等)飼槽や水槽・ピッカー等をこまめに掃除しましょう。また、長期間の採食量減少に伴いビタミンやミネラルが不足するのでサプリメント飼料を増量しましょう。

②2018年タイプの夏

猛暑日が予想される日は、細霧装置をフル稼働するなど積極的に舎内温度の冷却に努めましょう。特に高産歴の牛へは直接的な対策を昼夜通して徹底しましょう。畜舎構造や立地条件の差が如実に現れます。屋根の修繕や散水、寒冷紗、換気扇の設置場所等を初夏までに見直しておくことも重要です。



③2010年タイプの夏

昼夜の温度差が極力大きくなるよう夜間の冷却対策を強化しましょう。送風や細霧の他に、夕方以降も良質な粗飼料・水が十分に行き渡るようにしましょう。行動や飼料摂取の制限、過密な環境は暑熱感作を増幅します。夜間もできるだけ自由度の高い飼育環境になるよう努めましょう。

暑熱時の家畜の健康状態は、ここまでは「健康」、ここからは「熱射病」というように明確に分けることは難しいので、発病には至らない軽い異常のうちに見つけて予防することが大切です。人も暑さで大変ですが、畜舎構造や作業方法・飼料などあらゆる角度から検討し、家畜の状態を観察しつつ効果を検証しましょう。良い情報を共有しながら工夫しつつ富山の蒸し暑い夏をみんなで乗り切りましょう。

(東部家保 坪川所長)

防疫情報

全国の主な家畜伝染病の発生

なし

県内の主な家畜伝染性疾病の発生

病名	畜種	発生日	戸数	頭羽数	備考
牛トロウイルス病	牛	5月28日	1	2	
牛パストツレラ症と牛マイコプラズマ肺炎	牛	5月31日	1	1	
牛パストツレラ症	牛	6月1日	1	1	
豚大腸菌症と豚レンサ球菌症	豚	6月5日	1	1	
牛伝染性リンパ腫（牛白血病）	牛	6月7日	1	1	届出伝染病
		6月8日	1	1	
鶏クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症と鶏コクシジウム病	鶏	6月8日	1	2	
ヘモフィルス・パラスイス感染症	豚	6月15日	1	1	
牛マイコプラズマ肺炎	牛	6月17日	1	1	
牛乳頭腫	牛	6月19日	1	1	

家畜伝染性疾病の名称変更について

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が本年7月1日に施行されたことに伴い、家畜伝染性疾病の名称が変更されました。主な変更理由として、「漢字を適正化するため」、「OIE（国際獣疫事務局）等一般的に用いられている名称との乖離是正のため」、「ウイルス以外の病原体による疾病は“病原体名＋症”と表現することが適切なため」等が挙げられます。代表的なものは以下のとおりです。

家畜伝染病		届出伝染病	
変更前	変更後	変更前	変更後
ブルセラ病	ブルセラ症	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛ウイルス性下痢
結核病	結核	牛白血病	牛伝染性リンパ腫
ピロプラズマ病	ピロプラズマ症	トキソプラズマ病	トキソプラズマ症
アナプラズマ病	アナプラズマ症	山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊関節炎・脳炎
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症	伝染性気管支炎	鶏伝染性気管支炎
水胞性口炎	水疱性口内炎	伝染性喉頭気管炎	鶏伝染性喉頭気管炎

（東部家保防疫課 竹中獣医師）

お知らせ

催事等	期日	場所
北陸三県和牛子牛市場	7月30日	北陸三県家畜市場（金沢市）

編集後記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県でも4月中旬から約1カ月間、交替勤務を実施しました。そのため、農家の皆さんには急な予定変更をお願いするなど、ご迷惑をおかけしました。家畜を扱う農家の皆さんは替えが効きません。「三つの密」を避け、「新しい生活様式」を実践しましょう。

発行所	富山県東部家畜保健衛生所	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1687/
〒939-3536	富山市水橋金尾新46	電話(076)479-1106 FAX(076)479-1140
編集者	西井 純（富山県東部家畜保健衛生所）	